

下関市設計業務委託等成績評価審査基準細目（土木関係）

1 審査基準の対象業務

本成績評価審査基準により評価を行う業務は、下関市設計業務委託等成績評価基準（以下「評価基準」という。）第2条第1項第1号、第3号及び第4号に規定された次に掲げる業務とする。

- (1) 設計業務
- (2) 調査業務及び計画業務
- (3) 測量業務、地質・土質調査

2 審査項目等

審査は下表の項目及び細目に応じた評価の視点により実施する。

上記1(1)～(3)の業務

	項目	細目	評価の視点
プロセス評価	専門技術力	提案力、改善力	業務着手段階における業務特性
			業務遂行段階における提案
			業務遂行上必要となる課題の提案
			業務内容等改善の提案
		業務執行技術力	目的と内容の理解
			検討項目、検討手法
			打ち合わせ資料の内容
			十分な技術力
		施工時への配慮	施工に関する一般的な知識
			施工条件等の把握
	施工計画（施工方法、仮設備計画）		
	コスト把握能力	コスト把握能力	
	管理技術力	工程管理能力	実施手順、工程計画
			実施体制
			打合せ内容の理解、記録
			工程管理
品質管理能力		ミス防止の実施	
迅速性、弾力性、調整能力		当初計画の変更	
	関連事業者間の調整		
	地元住民との合意形成		
コミュニケーション力	説明力、プレゼンテーション力、協調	理解しやすい説明・プレゼンテーション（資料）	

		性	理解しやすい説明・プレゼンテーション(対応)
			説明を補う努力
			円滑な業務遂行への努力
	取組姿勢	責任感、積極性、倫理観	責任感、積極性
結果 評価	成果品の品質		目的の達成度
			的確なとりまとめ
			ミスの有無

備考 専門技術の項細目の欄中「施工時への配慮」及び「コスト把握能力」は、設計業務のみ評価の対象とする。

3 考査基準

(1) 検査職員考査基準

ア 考査方法

完了検査職員は、評定趣旨を十分に理解し尊重した上で、監督職員及び総括監督職員の評定内容を精査のうえ、総合的に評定を行うものとする。(評価項目の追加、削除若しくは評価比重の変更は行わない。)

イ 評定

採点表(別紙3)の該当評価項目について、それぞれ総合的に判断して評定するものとする。

(2) 監督職員及び総括監督職員考査基準

ア 考査方法

監督職員及び総括監督職員は、評定趣旨を理解・尊重し、総合的に評価を行う。(評価項目の追加、削除又は評価比重の変更は行わない。)

イ 評定

評定に当たっては、当該業務の履行状況に応じ、採点表(別紙1及び別紙2)の各評定要素の項目に従って評定を行うものとする。

(3) 事故等による減点

ア 事故等による減点

当該業務遂行中に、受注者に起因する事故等が発生し、指名停止等の措置を行った

場合には、当該業務の総合評定点に対して、下表を参考として15点まで減点することができる。

受注者に起因する事故等が発生した場合の減点基準

区分	口頭注意	文書注意	指名停止1月未満	指名停止1月超
考查点	- 3点	5点	10点	15点

【適用事例】

- ・入札前に提出した当該業務の技術提案書等が虚偽であった事実が判明した。
- ・発注者の承諾なしに当該業務に関する権利義務・成果物を第三者に譲渡、承継又は公開した。
- ・当該業務の現地調査（測量、土質等）を行う当たり、産業廃棄物処理法又は道路交通法等の関係法令に違反する事実が判明した。
- ・一括再委託又は請負を行った。
- ・打ち合わせ協議又は検査の実施に当たり、職務の執行を妨げた。
- ・当該業務において、安全管理の措置が不適切であったために、関係者に死傷者又は負傷者を生じさせたと認められるとき、又は公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ若しくは重大な損害を与えたと認められるとき。

イ 瑕疵修補及び損害賠償による減点

成果品に、受注者の責任に起因する瑕疵修補が存在し、設計業務等委託契約書第38条及び39条に規定する瑕疵及び履行遅滞に該当する場合には、当該業務の総合点に対して、下表を参考として20点まで減点することができる。ただし、ここでいう瑕疵とは、軽微なミスの修正ではない大幅な修補をいう。また、下関市委託業務成績評定基準第7条に規定する評定の結果の通知後に当該事象が発生した場合は、下関市設計委託業務等成績評定基準第8条に規定する評定の修正を行うものとする。

瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合の減点基準

区分	瑕疵修補又は損害賠償の実施	故意又は重大な過失により瑕疵修補又は損害賠償の実施
考查点	- 10点	- 20点

(4) 単純調査業務について

調査業務及び計画業務のうち、高度な技術力をそれほど必要としない単純なデータ処理業務や、資料収集・整理業務等については、「単純調査業務」と定義する。なお、「単純調査業務」の対象業務については、下表を参考とされたい。

単純調査業務の例

各部門共通	単純なデータ収集整理業務
	単純なデータ処理業務
	書類編集的な業務
	文献収集業務
河川、砂防及び海岸	水理・水文観測業務
	データ加工業務（降雨解析等）
	不等流計算等の計算業務（システム開発を除く）
	補償数量の算出
	工事記録等資料の分類・整理
	工事図面集、写真集等の作成
道路	一般的な現地調査
	一般的な交通量観測業務
	台帳整理等を目的とした資料収集業務
トンネル	クラック等変状の計測調査
情報	定期的なデータメンテナンス
	資料収集的な業務
	単純なデータ作成のみの業務
防災	資料収集的な業務
環境	大気汚染、水質汚濁、騒音、振動等調査・分析方法が JIS 等で規定されている測定業務

(5) 適用する採点表について

業務種類別の適用採点表

ア 「設計業務（詳細設計）」採点表

下関市設計委託業務等成績評定基準第2条第2項第1号に規定する業務に適用する。

イ 「設計業務（概略設計・予備設計）」採点表

下関市設計委託業務等成績評定基準第2条第2項第2号に規定する業務に適用する。

ウ 「調査業務、計画業務、測量業務、地質調査業務、単純調査業務」採点表

下関市設計委託業務等成績評定基準第2条第2項第4号に規定する業務に適用する。

(6) 対象業務が複数の業務にまたがる場合の取扱い

対象業務が、上記アからウのうち複数の業務にまたがる場合においては、業務の目的及び金額を勘案し、原則として主たる業務の採点表を適用する。

ここで、「主たる業務」の取扱いについては、以下を参考とされたい。

ア 上記アからウの対象部分のどれかが100万円を越えるときには、その業務を「主たる業務」とみなすものとする。

イ 上記アからウの対象部分の複数が100万円を越えるとき、もしくはどれもが100万円を超えない場合には、業務の目的、金額を勘案して、「主たる業務」を1つ選定するものとする。

これらの取扱いは、主任監督職員及び完了検査職員で統一するものとする。

(7) 採点表の選定について

対象業務が複数にまたがる場合の取扱いは、主任監督職員が決定する。

(8) 総合評定点について

総合評定点を算出する際には、対象業務に応じて各評価項目ごとに以下の重み付けを考慮する。

評価	項目	設計業務				調査業務、計画業務				測量業務、単純調査等業務、地質、土質調査業務、用地調査等業務				
		業務 評価	技術者評価			業務 評価	技術者評価			業務 評価	技術者評価			
			管理	担当	照査		管理	担当	照査		管理 又は 主任	担当	照査	
専門 技術力	提案、改善力	2	2	2		2	2	2		2	2	2		
	業務執行技術力	4	4	4		4	4	4		4	4	4		
	施工時 への配 慮(注)	概略設計												
		予備設計	1	1	1									
	詳細設計	1	1	1										
コスト把握能力(注)	1	1	1											
管理 技術力	工程管理能力	2	2			2	2			2	2			
	品質管理能力	2	2		2	2	2		2	2	2		2	
	迅速力、弾力性 調整能力	1	1			1	1			1	1			
コミュニ ケーション力	説明力、協調性、 プレゼンテーション力	1	1	1		1	1	1		1	1	1		
取組姿 勢	責任感、積極性、 倫理観	2	2	2		2	2	2		2	2	2		
成果品の品質		8	8	5	1	7	7	4	1	7	7	4	1	
合計		24	24	16	3	21	21	13	3	21	21	13	3	

備考 専門技術の項細目の欄中「施工時への配慮」及び「コスト把握能力」は、設計業務のみ評価の対象とする。

(9) 評価の修正

下関市設計業務委託等成績評価基準の第9条に規定する評価を修正する必要があると認める場合とは、次のとおりとする。

ア 3、(3)イの減点を行った場合

イ 工事施工中又は工事完成後に生じた事由などにより、評価の修正を行う必要があると判断した場合